

## 第2期飯塚市地域福祉計画 事前質問に対する回答

| No | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>【資料1:2ページ】<br/>No.18「まわりの人に助けを求めることができるか」<br/>No.19「地区担当の民生委員の認知度」</p> <p>・「向こう3軒両隣り」の互助がうすれ、孤立化する上に「自己責任」や「個人情報守秘義務」などカベは高くなる。民生福祉委員の巡回頻度の検討や対策は？<br/>・「自立と依存」によって成り立つ人生観の研修を全年令層に行う必要があるのでは？</p> | <p>現代においては、地域における住民相互のつながりが希薄化していると言われており、そのような中「地域の相談役」である民生委員・児童委員の皆様の果たす役割は非常に大きいと考えています。</p> <p>民生委員・児童委員の皆様には、日常の見守り活動に加え、避難行動要支援者の実態把握のための調査など、日々積極的な活動をいただいております。その周知については、各地区の「いきいきサロン」や「交流センターだより」などを通じて行っているところです。</p> <p>民生委員・児童委員の活動について詳しくご存じない市民の皆様には、その職務(住民の実態把握や相談援助等を行っていること)や守秘義務についてご理解いただき、民生委員・児童委員の認知度が向上することは、「まわりの人に助けを求めることができる」ことを知る機会になると考えておりますので、今後も効果的な情報提供のあり方を検討していきたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘をいただきました研修については、今後、地域福祉を推進するうえで検討内容とさせていただきたいと考えます。</p> |

| No | 質問   | 回答   |
|----|--|--|
| 2  | <p>【資料2:1ページ】<br/> <b>【基本目標1】②地域活動への参加を高める意識づくり</b><br/>         6:自治会への加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会加入の減少への対策</li> </ul> <p>高齢者の老化、若年層の生活不安等で加入しづらくなっている。世話人の仕事は役所の窓口業務の代行的役割が増加してないのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半民半官的な世話人の位置づけの工夫などは？</li> </ul> | <p>自治会加入率の低下については、市と飯塚市自治会連合会が連携し、重要な課題と捉えており、平成30年度より自治会加入に関する専門部会を設置し、協議を行っています。</p> <p>高齢の問題や所得の問題等の生活不安等により脱会や未加入などが増えていることは認識しており、柔軟な自治会運営の推進（例えば高齢者の役員の免除や集合住宅の会費減免など）について意見があがっています。また、自治会長をはじめ隣組長等世話人の活動も年々増加傾向にあり、自治会に過度な負担とならないよう調整しています。平成31年度を目途に報告書等を整理し、各自治会に周知する予定です。</p> <p>自治会長は行政協力員、隣組長は行政協力補助員として市の業務を一部委嘱されています。年3回の世帯数報告の提出や市報等周知文書の配布などの事務を受任していただいております。</p> |
| 3  | <p>【資料2:4ページ】<br/> <b>【基本目標2】(3)②災害時支援体制の確立</b><br/>         18:自主防災組織の設立・活動<br/>         19:緊急連絡カードの整備<br/>         20:防犯防災福祉マップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地の自然災害の状態化の中、在宅高齢者や不自由者、又、当該施設入居者の避難の研修や訓練が必要では？</li> <li>・「福祉避難所指定」はあるがその具体的な取り組みはなされているのか？</li> </ul>    | <p>在宅高齢者や不自由者の方については、地域の自主防災組織の設立・活動において自助・共助の取り組みを促進してまいります。</p> <p>水防法、土砂災害防止法の改正により浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されています。行政としましては、要配慮者利用施設に周知を図っていく必要があると考えています。</p> <p>福祉避難所については、指定はしていますが共同避難訓練等は未実施であるため実施に向けた取組みを検討してまいります。</p>  |

| No | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 4  | <p>【資料：ページ】<br/>【基本目標2～3】</p> <p>・飯塚市周辺地域と中心地域の生活格差はいちじるしく不公平。周辺の買い物、通院等の生活不便は交通網の統合切り捨てと相まって喫緊の課題。</p> | <p>本市では、民間公共交通を補完する形で、区内を移動できる区域運行型の予約乗合タクシーと地区間を移動できるコミュニティバスを運行し、中心地域・周辺地域を含めた市全体の交通網を整備することにより市民の移動手段を確保できるよう、持続可能な公共交通を目指しています。</p> <p>また、現在は、まちづくり協議会が主体となって、主に地域住民の買物を支援することを目的に、それぞれの地域の実情や住民ニーズに応じた形で送迎用のワゴン車を試験的に運行する取組が、一部の地域で開始されています。本市としても、地域の関係者との協議や補助金の交付を通じて、この取組を支援しています。</p> <p>今後は、民間公共交通、コミュニティ交通、地域運行型交通といった各種交通機関の連携を視野に入れながら、買物や通院など市民の日常生活の利便性を確保するための交通網のあり方を検討していきたいと考えています。</p> |